

資料 1

会務報告及び規約等の確認について

合同会議（申しあわせ事項、規約）	P 1
庄内川洪水予報連絡会（規約、会務及び事業計画）	P 5
庄内川災害情報協議会（規約）	P 1 1
庄内川流域水防災情報評議会（規約）	P 1 3
庄内川水防連絡会（規約）	P 1 5

土岐川・庄内川の水害から命を守るための合同会議
(申し合わせ事項)

平成28年5月26日

一部改定 平成29年5月26日

1. **土岐川・庄内川流域**では、下記のとおり水害の予防及び軽減を目的とする~~3~~4つの会議の場を設立し、**土岐川・庄内川の水害から住民の方々の命を守る**取組を精力的に実施しているところである。
 - ①**庄内川洪水予報連絡会**
洪水予報業務を円滑に実施するための会議の場として、平成3年3月に設立した。
 - ②**庄内川災害情報協議会**
洪水ハザードマップの普及などにより、庄内川流域の危機管理能力向上を図るための会議の場として、平成17年10月に設立した。
 - ③**庄内川流域水防災情報評議会**
近年の情報通信技術の進展を踏まえ、具体的な情報共有のあり方について整理するための会議の場として、平成17年10月に設立した。
 - ④**庄内川水防連絡会**
水防関係機関相互の協力及び連絡を密にするための会議の場として、平成14年5月に設立した。
2. 「庄内川の水害から命を守るための合同会議（以下、『合同会議』という）」は、**土岐川・庄内川の水害から住民の方々の命を守る**という共通の目的を持つ上記1に示す①～③の3つの会議の場を合同開催するもので、各構成員間での情報共有や相互の連携及び協力を促進することを目的とし、平成25年度より実施しているところである。
3. 平成27年9月に発生した鬼怒川の洪水被害を踏まえて策定された「水防災意識社会再構築ビジョン(平成27年12月11日、国土交通省水管理・国土保全局)」に基づく、**土岐川・庄内川流域**における取組は、合同会議で議論するものとする。
4. 上記1に示す~~3~~4つの会議の場に係る議論は、上記3に示す**土岐川・庄内川流域**における取組み内容と大きく関連することから、今後は、合同会議として開催することを原則とし、別添「**土岐川・庄内川の水害から命を守る合同会議規約**」を定めるものとする。

土岐川・庄内川の水害から命を守るための合同会議 規約（案）

（名 称）

第1条 本会の名称は、土岐川・庄内川の水害から命を守るための合同会議（以下「合同会議」という。）とする。

（目 的）

第2条 合同会議は、土岐川・庄内川の水害から住民の方々の命を守るという共通の目的を持つ下記に示す4つの会議の場を統合し、合同開催するもので、各構成員間での情報共有や相互の連携及び協力を促進することを目的とするとともに、土岐川・庄内川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うものとする。

- | | |
|----------------|-------------|
| ①庄内川洪水予報連絡会 | ②庄内川災害情報協議会 |
| ③庄内川流域水防災情報評議会 | ④庄内川水防連絡会 |

（組 織）

第3条 合同会議は、別表－1（委員）の職にあたる者をもって構成する。

（合同会議の実施事項）

第4条 合同会議において実施する事項は、次のとおりとする。

- 1) 現状の水害リスク情報の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために取組む事項の検討や調整並びに実施状況のフォローアップ
- 3) その他、洪水氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（幹事会）

第5条 幹事会は、別表－1（幹事）の職にあたる者をもって構成する。

（運 営）

第6条 合同会議及び幹事会の運営、進行並びに招集は事務局が行う。

- 2 事務局は、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を求めることができる。

（事務局）

第7条 合同会議及び幹事会の事務局を中部地方整備局庄内川河川事務所に置く。

（雑 則）

第8条 この規約に定めるものの他、合同会議の議事の手続きやその他運営に関して必要な事項は、幹事会で定めるものとする。

（附 則）

本規約は平成29年 月 日から実施する。

土岐川・庄内川の水害から命を守るための合同会議の構成委員一覧表

所属部署	職名	洪水予報連絡会	災害情報協議会	防災情報評議会	水防連絡会
庄内川河川事務所	事務所長	委員	委員	委員	委員
	総括地域防災調整官	委員			
名古屋地方気象台	台長	委員			
	防災管理官	委員			
	水害対策気象官	幹事			
岐阜地方気象台	防災管理官	委員			
陸上自衛隊第10師団	司令部第2部長	委員			
中部管区警察局	広域調整部長	委員			
愛知県警察本部	警備部長	委員			
岐阜県警察本部	警備部長	委員			
愛知県	建設部河川課長	委員		委員	
	防災局災害対策課長	委員			
	建設部河川課主査	幹事			
	尾張建設事務所長				委員
	尾張建設事務所維持管理課長				幹事
	海部建設事務所長				委員
	海部建設事務所維持管理課長				幹事
	尾張県民事務所長				委員
	尾張県民事務所次長				幹事
	尾張県民事務所海部県民センター長				委員
尾張県民事務所海部県民センター県民安全防災課長			幹事		
岐阜県	県土整備部河川課長	委員	委員	委員	
	防災課長	委員	委員		
	多治見土木事務所長		委員		委員
	多治見土木事務所施設管理課長				幹事
	県土整備部河川課管理調整監	幹事			
名古屋市	市長			委員	委員
	防災危機管理局危機対策室長				幹事
	緑政土木局河川部長	委員	委員		
	防災危機管理局次長	委員	委員		
	緑政土木局河川部河川工務課長	幹事			幹事
瀬戸市	水防管理者（市長）	委員	委員	委員	委員
	防災課長				幹事
春日井市	水防管理者（市長）	委員	委員	委員	委員
	河川排水課長				幹事
小牧市	水防管理者（市長）	委員	委員		
	水防管理者（市長）	委員	委員	委員	委員
清須市	水防管理者（市長）	委員	委員	委員	委員
	土木課長				幹事
北名古屋市	水防管理者（市長）	委員	委員	委員	
あま市	水防管理者（市長）	委員	委員	委員	委員
	安全安心課長				幹事
	土木課長				幹事
豊山町	水防管理者（町長）	委員	委員	委員	
大治町	水防管理者（町長）	委員	委員	委員	委員
	防災危機管理課長				幹事
蟹江町	水防管理者（町長）	委員	委員		
多治見市	水防管理者（市長）	委員	委員	委員	委員
	建設部長				幹事
瑞浪市				委員	
土岐市	水防管理者（市長）	委員	委員	委員	委員
	建設部長				幹事
恵那市				委員	
海部地区水防事務組合	管理者	委員	委員		委員
	事務局長				幹事
河川情報センター	名古屋センター所長	委員			
	名古屋センター参事	幹事			
中部地方整備局				委員	
庄内川河川事務所	調査課	事務局	事務局		事務局
	管理課			事務局	

庄内川洪水予報連絡会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「庄内川洪水予報連絡会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は水防法及び気象業務法に基づき国土交通省と気象庁が共同して行う庄内川の洪水予報業務に資するため、庄内川水系内各官公庁及び諸団体の間に気象、水位などの迅速確実な連絡を図りもって水害の予防及び軽減を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、庄内川水系内関係官公庁及び諸団体をもって構成する。

(事 業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 庄内川洪水予報業務として実施する観測通報、予報の連絡に協力すること。
2. 庄内川洪水予報に関する調査研究に協力すること。
3. 会員相互の密接な連絡をはかること。
4. 水防に関する知識の普及をはかること。
5. その他、本会の目的を遂行するために必要と認められる事項。

第2章 役 員

(役 員)

第5条 本会は下記の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 1 名 |
| 3. 委 員 | 若干名 |
| 4. 幹事長 | 1 名 |
| 5. 幹 事 | 若干名 |

(会 長)

第6条

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 会長は中部地方整備局庄内川河川事務所長をもってこれにあてる。

(副会長)

第7条

1. 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
2. 副会長は名古屋地方気象台長をもってこれにあてる。

(委員)

第8条

1. 委員は会務を評議する。
2. 委員は関係官公庁及び諸団体の長又はその推薦によるもののうちから、会長がこれを委嘱する。

(幹事長)

第9条

1. 幹事長は会務を処理する。
2. 幹事長は中部地方整備局庄内川河川事務所総括地域防災調整官をもってこれにあてる。

(幹事)

第10条

1. 幹事は会務の企画及び相互連絡にあたる。
2. 幹事は委員の推薦する者の内から会長がこれを委嘱する。

第3章 運 営

(委員会)

第11条

1. 本会の運営は委員会の決議による。
2. 委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認められたとき、会長が招集し会務を評議する。
3. 委員会の議長は会長をこれにあてる。

(幹事会)

第12条 幹事会は幹事長が必要と認めたとき幹事長が招集し会務の企画にあたる。

(事務局)

第13条

1. 本会の事務局は中部地方整備局庄内川河川事務所調査課内に置く。
2. 事務局職員は庄内川河川事務所職員及び名古屋地方気象台職員のうちから洪水予報担当者をもって充てる。
3. 事務局職員は幹事長の指示をうけ本会の事務を処理する。

第4章 雑 則

(規約の改正)

第14条 本規約の変更は委員会の決議によらなければならない。

(付 則)

第15条 この規約は平成27年5月12日から実施する。

(規約改正の経緯)

平成3年3月14日	施 行
平成3年4月26日	(一部改正)
平成13年4月18日	(一部改正)
平成14年4月17日	(一部改正)
平成15年4月23日	(一部改正)
平成20年4月23日	(一部改正)
平成21年4月23日	(一部改正)
平成26年5月8日	(一部改正)
平成27年5月12日	(一部改正)

庄内川洪水予報連絡会 役員名簿

平成29年4月1日現在

会長

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長

西 修

副会長

名古屋地方気象台長

長谷川洋平

委員

国土交通省中部地方整備局

庄内川河川事務所総括地域防災調整官

名古屋地方気象台防災管理官

岐阜地方気象台防災管理官

陸上自衛隊第10師団司令部第2部長

中部管区警察局総務監察・広域調整部長

愛知県警察本部警備部長

岐阜県警察本部警備部長

愛知県建設部河川課長

愛知県防災局災害対策課長

岐阜県県土整備部河川課長

岐阜県防災課長

名古屋市緑政土木局河川部長

名古屋市防災危機管理局次長

瀬戸市水防管理者（瀬戸市長）

春日井市水防管理者（春日井市長）

小牧市水防管理者（小牧市長）

清須市水防管理者（清須市長）

北名古屋市水防管理者（北名古屋市長）

あま市水防管理者（あま市長）

豊山町水防管理者（豊山町長）

大治町水防管理者（大治町長）

蟹江町水防管理者（蟹江町長）

多治見市水防管理者（多治見市長）

土岐市水防管理者（土岐市長）

海部地区水防事務組合管理者（あま市長）

（一財）河川情報センター名古屋センター所長

酒井 佳治

横川 剛

熊田 浩一

得能 正人

河合 信之

藤野 秀彦

織部 雅夫

永田 真人

木村 吉誠

井上 清敬

渡邊 孝司

河田 誠一

酒井 康宏

伊藤 保徳

伊藤 太

山下 史守朗

加藤 静治

長瀬 保

村上 浩司

服部 正樹

村上 昌生

横江 淳一

古川 雅典

加藤 靖也

村上 浩司

三浦 盛男

幹事長

国土交通省中部地方整備局

庄内川河川事務所総括地域防災調整官

酒井 佳治

幹事

名古屋地方気象台水害対策気象官

愛知県建設部河川課主査

岐阜県県土整備部河川課管理調整監

名古屋市緑政土木局河川部河川工務課長

（一財）河川情報センター名古屋センター参事役

内田 雄二

伊藤 信明

山口 幹夫

鈴木 祥夫

谷 晴二

平成29年度 会務及び事業計画（案）

[会 務]

- 1) 幹事会
開催日 平成29年3月21日（火）
場所 名古屋市千種区日和町2-18
名古屋地方気象台
出席者 幹事長、幹事、その他事務局員 計11名

議題 (1) 平成28年度 事業報告
(2) 平成29年度 事業計画及び会務（案）
(3) 連絡会規約及び役員名簿（案）
(4) 平成28年の気象概況
(5) 平成28年の出水概況
(6) 庄内川洪水予報計画
(7) 庄内川洪水予報観測要領
(8) 庄内川洪水予報連絡系統図

- 2) 委員会 (庄内川の水害から命を守る合同会議として開催)
開催日 平成29年5月26日（金）
場所 清須市西枇杷島町北枇杷池15-1
みずとびあ庄内（清須市庄内川水防センター 多目的会議室）
出席者 会長、副会長代理、委員、その他事務局員

議題 (1) 会務報告及び規約等の確認について
(2) 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災に係る取組状況について
(3) 構成員相互の連携及び協力を促進するための情報共有

[平成28年度事業報告]

1) 洪水予報伝達演習

- 概要 各機関の協力により、伝達担当者の不慣れを解消するとともに、迅速、
確実な情報伝達が行えるように、模擬文を実際と同じルートにより伝
達する訓練を実施した。
- 開催日 洪水予報連絡会全関係機関対象
平成28年5月20日（金）
名古屋地方気象台、庄内川河川事務所対象
平成28年5月18日（水）
平成28年5月20日（金）
平成28年6月29日（水）
- 内容 模擬予報文の伝達

[平成29年度事業計画（案）]

1) 洪水予報伝達演習

- 概要 各機関の協力により、伝達担当者の不慣れを解消するとともに、迅速、
確実な情報伝達が行えるように、模擬文を実際と同じルートにより伝
達する訓練を実施する。
- 開催日 洪水予報連絡会全関係機関対象
平成29年4月25日（火）予定（洪水対応演習と合わせて実施）
名古屋地方気象台、庄内川河川事務所対象
年間4回程度
- 内容 模擬予報文の伝達

庄内川災害情報協議会規約

(名 称)

第1条 本会の名称は「庄内川災害情報協議会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、洪水ハザードマップの作成支援等により洪水ハザードマップの普及を図るとともに、県、市町等の関係機関との連携を一層図り、流域（圏域）の防災・危機管理能力の向上を図り、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

(会 務)

第3条 本会は、以下の項目について、県、市町等の関係機関と連携を図り、流域の防災・危機管理能力の向上を図るものとする。

- (1) 市町が行うハザードマップ作成の支援
- (2) 時系列氾濫シミュレーションの提供及び公表
- (3) 首長等も参加する情報伝達演習、ロールプレイング演習等の実施
- (4) 地域防災計画への防災ステーション、緊急河川敷道路等の組み入れ
- (5) 防災ステーション等の整備計画の見直し
- (6) 防災に関する住民への啓発活動
- (7) その他、本会で必要と認める事項

(組 織)

第4条 本会は、別表の構成員で構成するものとし、必要に応じて、関係機関、関係部局等を追加できるものとする。

(開 催)

第5条 本会は、次のとおり年1回の開催とし、必要に応じて、適宜追加開催するものとする。

- (1) 出水期前
 - (2) その他、協議会活動の進捗に応じ適宜
- 2 本会の円滑な運営と進行を総括するため、座長を置くものとする。
 - 3 本会の招集は、座長が行うものとする。
 - 4 座長は、中部地方整備局庄内川河川事務所長をもってこれにあてるものとする。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、庄内川河川事務所に置くものとする。

(その他)

第7条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、本会で協議するものとする。

(附 則)

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

- | | |
|------------|------|
| 平成18年4月25日 | 一部改正 |
| 平成20年4月23日 | 一部改正 |
| 平成21年4月27日 | 一部改正 |
| 平成26年5月 8日 | 一部改正 |
| 平成27年5月12日 | 一部改正 |

別表

庄内川災害情報協議会 委員名簿

平成28年4月1日現在

機関名等	委員
中部地方整備局 岐阜県 市町	庄内川河川事務所長 県土整備部河川課長 防災課長 多治見土木事務所長 瀬戸市長 春日井市長 小牧市長 清須市長 北名古屋市長 あま市長 豊山町長 大治町長 蟹江町長 多治見市長 土岐市長 名古屋市緑政土木局河川部長 名古屋市防災危機管理局次長 海部地区水防事務組合管理者
事務局	庄内川河川事務所 調査課

庄内川流域水防災情報評議会 規約

(名称)

第1条 本会は「庄内川流域水防災情報評議会」（以下、「評議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 評議会は、住民、企業、行政等が水害に対する危機感を迅速かつ的確に共有していくため、関係機関と河川管理者が共有すべき情報の内容、手段等について討議し、近年の情報通信技術の進展などを踏まえつつ、具体的な情報共有のあり方について整理することを目的とする。

(活動)

第3条 評議会は第2条の目的を達成するために次の事項を行う。

1. 水防災情報に関すること
2. その他、評議会で定めた事項

(参加団体)

第4条 評議会の参加団体は別紙－1のとおりとする。

なお、評議会の事務局は国土交通省庄内川河川事務所管理課に置く。

(その他)

第5条 この規約の施行は平成23年6月からとする。

別紙－ 1

庄内川流域水防災情報評議会 参加団体

名古屋市

瀬戸市

春日井市

清須市

北名古屋市

あま市

豊山町

大治町

多治見市

瑞浪市

恵那市

土岐市

岐阜県

愛知県

中部地方整備局

庄内川河川事務所

事務局：庄内川河川事務所 管理課

庄内川水防連絡会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「庄内川水防連絡会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は庄内川河川事務所管内の水防関係機関相互の協力及び連絡を密にし、水防対策の万全を期すことを目的とする。

(業 務)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 重要水防箇所に関すること。
2. 河川改修の状況に関すること。
3. 既往洪水における出水状況に関すること。
4. 水防資器材整備状況に関すること。
5. 水防警報に関すること。
6. 水防時の交通規制に関すること。
7. 合同河川巡視に関すること。
8. 水防にかかわる広報宣伝に関すること。
9. その他本会の目的を遂行するために必要と認められる事項。

(構 成)

第4条 本会は別表－1に掲げる庄内川河川事務所管内の水防関係機関をもって構成する。

第2章 役 員

(役 員)

第5条 本会は下記の役員を置く。

- | | |
|--------|------|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 2 名 |
| 3. 委 員 | 15 名 |
| 4. 幹事長 | 1 名 |
| 5. 幹 事 | 24 名 |

(会 長)

第6条

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 会長は中部地方整備局庄内川河川事務所長をもってこれにあてる。

(副会長)

第7条

1. 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
2. 副会長は尾張建設事務所長及び多治見土木事務所長をもってこれにあてる。

(委員)

第8条

1. 委員は会務を評議する。
2. 委員は別表-1に掲げる者をもってこれにあてる。

(幹事長)

第9条

1. 幹事長は幹事会を運営し本会の業務を処理する。
2. 幹事長は庄内川河川事務所総括地域防災調整官をもってこれにあてる。
てる。

(幹事)

第10条

1. 幹事は会務の企画及び相互連絡にあたる。
2. 幹事は別表-1に掲げる者をもってこれにあてる。
3. 水防管理団体の幹事は水防管理団体の管理者が推薦した者をもってこれにあてる。

第3章 運 営

(委員会)

第11条

1. 本会の運営は委員会の決議による。
2. 委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認められたとき、会長が招集し会務を評議する。
3. 委員会の議長は会長がこれにあたる。
4. 特別の事項を審議するため臨時委員を置くことができる。

(幹事会)

第12条 幹事会は幹事長が必要と認めたとき幹事長が招集し会務の企画にあたる。

(事務局)

第13条

1. 本会の事務局は中部地方整備局庄内川河川事務所調査課内に置く。
2. 事務局職員は庄内川河川事務所職員のうちから会長がこれを指名する。
3. 事務局職員は幹事長の指示をうけ本会の事務を処理する。

第4章 雑 則

(規約の改正)

第14条 本規約の変更は委員会の決議によらなければならない。

(付 則)

第15条 この規約は平成14年 5月21日から実施する。
(当初は平成 3年 3月14日から施行)
平成18年 5月24日 一部改訂
平成20年 5月22日 一部改訂
平成26年 5月22日 一部改訂
平成27年 5月19日 一部改訂

<別表—1>

機 関 名	委 員	幹 事
国土交通省庄内川河川事務所	事務所長 (会長)	総括地域防災調整官 副所長 (技) 副所長 (技) 工務課長 調査課長 管理課長 占用調整課長 庄内川第一出張所長 庄内川第二出張所長 土岐川出張所長 小里川ダム管理支所長
岐阜県多治見土木事務所	事務所長 (副会長)	施設管理課長
愛知県尾張建設事務所	事務所長 (副会長)	維持管理課長
愛知県海部建設事務所	事務所長	維持管理課長
愛知県尾張県民事務所	事務所長	次長
愛知県尾張県民事務所		
海部県民センター	センター長	県民安全防災課長
○名古屋市	市長	防災危機管理局危機対策室長 緑政土木局河川工務課長
瀬戸市	市長	防災課長
○春日井市	市長	河川排水課長
○清須市	市長	土木課長
あま市	市長	安全安心課長 土木課長
大治町	町長	防災危機管理課長
○多治見市	市長	建設部長
○土岐市	市長	建設部長
○海部地区水防事務組合	管理者	事務局長

※ ○は指定水防管理団体